

# 「にいかっぴ定住移住促進町民会議」 規約

(名称)

第1条 本会議の名称は、にいかっぴ定住移住促進町民会議（以下「町民会議」という。）とする。

(目的)

第2条 町民会議は、都市住民との交流促進や移住・定住対策について、町民と行政が対等な立場でよきパートナーとして協働し、ともに考え、ともに行動し、複雑かつ多様なニーズに的確に応え、実効性のある施策の実現を目的として設置する。

(構成)

第3条 町民会議は、学生を除き新冠町に在住する20歳以上の方を対象とし、町とパートナーシップを持って、積極的に定住・移住対策に取り組んでいただける方の自主的な応募により委員を構成する。

(役員)

第4条 町民会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 1名

(期間)

第5条 町民会議は、平成18年5月31日から平成23年3月31日までとする。

(事業)

第6条 町民会議は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定住・移住促進に係る情報の収集、調査・研究に関すること。
- (2) 定住・移住対策の具体的な促進プランの作成、実行に関すること。
- (3) 定住・移住希望者への情報発信とセールスに関すること。
- (4) その他、定住・移住対策に関すること。

(会議)

第7条 町民会議は、代表の招集により随時開催する。

(会計年度)

第8条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 町民会議の事務を処理するため、総務企画課内に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約で定めのない事項については、町民会議で定める。

附 則

この規約は平成18年5月31日から施行する。